

# 決算行政監視委員会

決算行政監視調査室

## 所管事項の動向

### 1 決算及び検査報告等

決算は、国の一会計年度における予算執行の実績を表示したものであり、財政国会中心主義の下、議会における審査を通じ、予算に基づいて行われた財政行為についての内閣の責任を明らかにし、将来の財政計画や予算編成等に資するものである。

この決算については、「すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない」（憲法第90条第1項）とされており、その提出時期は、「翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする」（財政法第40条第1項）とされている。この点に関し、決算の早期審査の観点から、決算の提出を早めることを内容とする要請が参議院より内閣に対して行われたことを背景として、平成15年度決算からは、当該決算年度の翌年度11月後半に国会が開会している場合には、11月20日前後に国会に提出されている<sup>1</sup>。

令和4年度決算については、令和5年11月20日、第212回国会（臨時会）に提出された後、第213回国会（常会）に継続されている。また、令和2年度決算及び令和3年度決算については、第207回国会（臨時会）の令和3年12月6日及び第210回国会（臨時会）の令和4年11月18日にそれぞれ提出後、継続案件<sup>2</sup>となっている。

以下では、まず、直近に提出された令和4年度決算等の概要等及び同年度決算検査報告の概要を説明した後、令和2年度決算等の概要等を順次説明することとする。

#### (1) 令和4年度決算等の概要及び審議状況

一般会計決算は、収納済歳入額153兆7,294億円余、支出済歳出額132兆3,855億円余であり、財政法第41条の差引き剰余は21兆3,439億円余であった。また、財政法第6条の純剰余金は2兆6,294億円余であった。この純剰余金は、歳出において、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用決定額が予算計上額よりも少なかったことなどにより11兆3,084億円余が不用となった一方、歳入において、税収が見込みを2兆7,783億円余上回るとともに、日本銀行納付金等の税外収入が見込みを1兆3,042億円余上回り、公債金を12兆円余減額したことのほか、地方交付税交付金等財源の増加分7,616億円余を控除したことにより発生したものである。

特別会計決算（13特別会計<sup>3</sup>の単純合計）は、収納済歳入合計額447兆8,921億円余、支出済

<sup>1</sup> 11月後半に国会が開会しておらず、その時期に決算が国会に提出されなかった例としては、平成16年度決算、平成26年度決算及び令和2年度決算があり、第164回国会（常会）の召集日（平成18年1月20日）、第190回国会（常会）の召集日（平成28年1月4日）及び第207回国会（臨時会）の召集日（令和3年12月6日）にそれぞれ提出された。

<sup>2</sup> 決算は、先例上、一度提出されたときは、その会期において審議が終了しない場合においても、後の会期において審議されるものであり、次の国会に再び提出されず、これは、衆議院が解散された場合も同様である。

<sup>3</sup> 交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融资、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全、東日本大震災復興の各特別会計。

歳出合計額432兆3,539億円余であって、計15兆5,382億円余の決算上の剰余が発生し、そのうち、4兆782億円余を積立金に積み立てるなどし、2兆8,369億円余を令和5年度一般会計へ繰り入れ、8兆6,230億円余を各特別会計の令和5年度歳入に繰り入れることとした<sup>4</sup>。

国税収納金整理資金の受払いは、収納済額96兆4,959億円余、支払命令済額及び歳入組入額95兆618億円余であり、資金残額は1兆4,341億円余である。

政府関係機関決算（4機関<sup>5</sup>の単純合計）は、収入決算総額1兆2,693億円余、支出決算総額1兆243億円余である。

国有財産の令和4年度末現在額は、令和3年度末現在額より5兆2,862億円余増加し、131兆8,347億円余である。

国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の令和4年度末現在額は、令和3年度末現在額より228億円余増加し、1兆2,437億円余である。

令和4年度決算等は、令和5年9月1日の閣議決定を経て、会計検査院に送付された。会計検査院は、決算等を検査し、検査報告を作成の上、同年11月7日に内閣へ回付した。その後決算等は、同月20日の閣議決定を経て、同日第212回国会（臨時会）へ検査報告とともに提出され、同年12月6日の本委員会への付託後、同国会において令和2年度決算等及び令和3年度決算等と同時に概要説明を聴取し、第213回国会（常会）に継続されている。

### －最近5年間の予算・決算の推移－

（単位：億円）

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一 般 会 計	歳 入	予算額	1,013,580	1,046,516	1,756,877	1,425,992	1,392,195
		決算額	1,056,974	1,091,623	1,845,788	1,694,031	1,537,294
	歳 出	予算現額	1,056,550	1,097,283	1,822,658	1,733,796	1,616,468
		決算額	989,746	1,013,664	1,475,973	1,446,495	1,323,855
特 別 会 計	歳 入	予算額	3,902,745	3,918,113	4,252,632	4,654,997	4,525,290
		決算額	3,811,771	3,865,519	4,175,611	4,555,544	4,478,921
	歳 出	予算現額	3,919,296	3,932,456	4,265,286	4,672,537	4,543,612
		決算額	3,689,360	3,741,696	4,045,188	4,410,814	4,323,539
政 府 関 係 機 関	収 入	予算額	16,524	17,565	24,316	26,775	20,047
		決算額	12,307	12,645	10,958	9,955	12,693
	支 出	予算現額	17,272	18,172	25,370	32,335	25,192
		決算額	10,635	10,644	8,040	6,646	10,243

（備考）予算額又は予算現額は、補正後の額。決算額は、一般会計及び特別会計では収納済歳入額と支出済歳出額、政府関係機関では収入済額と支出済額

（出所）財務省資料を基に作成

### (2) 令和4年度決算検査報告の概要

令和4年度の歳入、歳出等に関し、会計検査院が、国、政府関係機関、国の出資団体等の検査対象機関について実施した検査の結果、「令和4年度決算検査報告」に掲記された事項等の総件数は344件であり、指摘金額は計約580億2,214万円である。

<sup>4</sup> このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は3兆669億円余であり、これは基金残高（将来の国債償還のために積み立てられているもの）等である。これについては、同特別会計の令和5年度歳入に繰り入れることとした。

<sup>5</sup> 沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門の各機関。

－最近5年間の検査報告掲記事項の各事項等<sup>6</sup>の件数と指摘金額－

(単位:件、億円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
①不当事項	254	57.2	205	87.5	157	66.3	265	104.3	285	97.6
②意見表示・処置要求事項	27	576.0	14	55.3	15	204.8	19	327.9	20	309.6
③処置済事項	44	369.0	22	154.2	20	1,837.5	22	23.8	28	173.0
④特記事項	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
指摘事項(①～④の計)	325	1,002.3	241	297.2	192	2,108.7	306	455.2	333	580.2
⑤国会及び内閣に対する報告(随時報告)	4	/	3	/	2	/	1	/	3	/
⑥国会からの検査要請事項に関する報告	2	/	2	/	5	/	1	/	4	/
⑦特定検査対象に関する検査状況	4	/	2	/	11	/	2	/	4	/
合計	335	1,002.3	248	297.2	210	2,108.7	310	455.2	344	580.2

(備考) 金額は「指摘金額」(租税等の徴収不足額、工事等に係る過大な支出額、補助金の過大交付額、計算書等に適切に表示されていなかった資産等の額など)。なお、重複があるため、事項等別の金額を合算したものと合計の欄とは一致しない年度がある。

(出所) 会計検査院資料を基に作成

(3) 令和2年度決算等の概要及び審議状況

一般会計決算は、収納済歳入額184兆5,788億円余、支出済歳出額147兆5,973億円余であり、財政法第41条の差引き剰余は36兆9,814億円余であった。また、財政法第6条の純剰余金は4兆5,363億円余であった。この純剰余金は、歳出において、国債の支払利息が予算計上額よりも少なかったことなどにより3兆8,880億円余が不用となった一方、歳入において、税収が見込みを5兆6,966億円余上回るとともに、日本銀行納付金等の税外収入が見込みを6,164億円余上回り、公債金を4兆円余減額したことのほか、地方交付税交付金等財源の増加分1兆6,646億円を控除したことにより発生したものである。

特別会計決算(13特別会計<sup>7</sup>の単純合計)は、収納済歳入合計額417兆5,611億円余、支出済歳出合計額404兆5,188億円余であって、計13兆423億円余の決算上の剰余が発生し、そのうち、3兆2,930億円余を積立金に積み立てるなどし、1兆9,233億円余を令和3年度一般会計へ繰り入れ、7兆8,258億円余を各特別会計の令和3年度歳入に繰り入れることとした<sup>8</sup>。

国税収納金整理資金の受払いは、収納済額82兆2,569億円余、支払命令済額及び歳入組入額80兆8,247億円余であり、資金残額は1兆4,322億円余である。

<sup>6</sup> 各事項等は、検査報告に掲記される事項等であり、①「不当事項」とは検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めたもの、②「意見表示・処置要求事項」とは会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は改善の処置を要求したもの、③「処置済事項」とは会計検査院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じたもの、④「特記事項」とは事業効果、事業運営等の見地から広く問題を提起して事態の進展を促すなどのため特に掲記を要すると認めたもの、⑤「国会及び内閣に対する報告(随時報告)」とは会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に対して報告したもの、⑥「国会からの検査要請事項に関する報告」とは国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について、会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果、⑦「特定検査対象に関する検査状況」とは会計検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況である。なお、「不当事項」から「特記事項」までは、適切とは認められない事態の記述で通常「指摘事項」と呼ばれている。

<sup>7</sup> 脚注3参照。

<sup>8</sup> このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は3兆521億円余であり、これは基金残高(将来の国債償還のために積み立てられているもの)等である。これについては、同特別会計の令和3年度歳入に繰り入れることとした。

政府関係機関決算（4機関<sup>9</sup>の単純合計）は、収入決算総額1兆958億円余、支出決算総額8,040億円余である。

国有財産の令和2年度末現在額は、令和元年度末現在額より7兆3,885億円余増加し、117兆2,598億円余である。

国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の令和2年度末現在額は、令和元年度末現在額より204億円余増加し、1兆2,142億円余である。

令和2年度決算等は、令和3年9月3日の閣議決定を経て、会計検査院に送付された。会計検査院は、決算等を検査し、検査報告を作成の上、同年11月5日に内閣へ回付した。その後決算等は、同年12月6日の閣議決定を経て、同日第207回国会（臨時会）へ検査報告とともに提出され、同月20日の本委員会への付託後、第212回国会（臨時会）において令和3年度決算等及び令和4年度決算等と同時に概要説明を聴取し、第213回国会（常会）まで継続されている。

#### （4）令和3年度決算等の概要及び審議状況

一般会計決算は、収納済歳入額169兆4,031億円余、支出済歳出額144兆6,495億円余であり、財政法第41条の差引き剰余は24兆7,535億円余であった。また、財政法第6条の純剰余金は1兆3,811億円余であった。この純剰余金は、歳出において、中小企業事業環境整備費が予算計上額よりも少なかったことなどにより6兆3,028億円余が不用となった一方、歳入において、税収が見込みを3兆1,578億円余上回るとともに、返納金等の税外収入が見込みを8,124億円余上回り、公債金を8兆円余減額したことのほか、地方交付税交付金等財源の増加分8,919億円余を控除したことにより発生したものである。

特別会計決算（13特別会計<sup>10</sup>の単純合計）は、収納済歳入合計額455兆5,544億円余、支出済歳出合計額441兆814億円余であって、計14兆4,730億円余の決算上の剰余が発生し、そのうち、4兆7,417億円余を積立金に積み立てるなどし、1兆4,264億円余を令和4年度一般会計へ繰り入れ、8兆3,048億円余を各特別会計の令和4年度歳入に繰り入れることとした<sup>11</sup>。

国税収納金整理資金の受払いは、収納済額90兆4,707億円余、支払命令済額及び歳入組入額89兆654億円余であり、資金残額は1兆4,053億円余である。

政府関係機関決算（4機関<sup>12</sup>の単純合計）は、収入決算総額9,955億円余、支出決算総額6,646億円余である。

国有財産の令和3年度末現在額は、令和2年度末現在額より9兆2,887億円余増加し、126兆5,485億円余である。

国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の令和3年度末現在額は、令和2年度末現在額より66億円余増加し、1兆2,208億円余である。

令和3年度決算等は、令和4年9月2日の閣議決定を経て、会計検査院に送付された。会計

---

<sup>9</sup> 脚注5参照。

<sup>10</sup> 脚注3参照。

<sup>11</sup> このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は3兆786億円余であり、これは基金残高（将来の国債償還のために積み立てられているもの）等である。これについては、同特別会計の令和4年度歳入に繰り入れることとした。

<sup>12</sup> 脚注5参照。

検査院は、決算等を検査し、検査報告を作成の上、同年11月7日に内閣へ回付した。その後決算等は、同月18日の閣議決定を経て、同日第210回国会（臨時会）へ検査報告とともに提出され、同年12月9日の本委員会への付託後、第212回国会（臨時会）において令和2年度決算等及び令和4年度決算等と同時に概要説明を聴取し、第213回国会（常会）まで継続されている。

#### (5) 令和4年度予備費使用等の概要及び審議状況

一般会計予備費の予算額は9,000億円（補正後）<sup>13</sup>であって、その使用総額は5,257億円余であり、差引使用残額は3,742億円余である。

また、令和4年度においては、令和2年度及び令和3年度に引き続き、一般会計予算総則により使用範囲が規定された「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」<sup>14</sup>が設けられ、当該予備費の予算額は9兆8,600億円（補正後）<sup>15</sup>であって、その使用総額は7兆814億円余であり、差引使用残額は2兆7,785億円余である。

なお、第2次補正予算において「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」が設けられ、当該予備費の予算額は1兆円であったが、その使用はなかった。

特別会計予備費の予算総額は8,048億円余（補正後）<sup>16</sup>であって、その使用総額は688億円余であり、差引使用残額は7,360億円余である。

特別会計予算総則第20条第1項（歳入歳出予算の弾力条項）の規定による経費増額総額は733億円余である。

予備費使用等については、第211回国会（常会）の令和5年3月17日に「令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）」等<sup>17</sup>が、同年5月23日に「令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）」等<sup>18</sup>がそれぞれ提出され<sup>19</sup>、同年6月20日の本委員会への付託後、第213回国会（常会）まで継続されている。

#### (6) 令和5年度予備費の予算計上等

一般会計予備費の予算額は、5,000億円である。

また、令和5年度においては、令和2年度、令和3年度及び令和4年度に引き続き、一

<sup>13</sup> 当初予算で5,000億円計上、第1次補正予算で4,000億円増額。

<sup>14</sup> 当初予算で「新型コロナウイルス感染症対策予備費」として設けられた後、第1次補正予算で改組・用途拡大された。

<sup>15</sup> 当初予算で5兆円計上、第1次補正予算で1兆1,200億円増額、第2次補正予算で3兆7,400億円増額。

<sup>16</sup> 当初予算で9,048億円計上、第2次補正予算で1,000億円減額。

<sup>17</sup> その他、「令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）」及び「令和4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）」。

<sup>18</sup> その他、「令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）」及び「令和4年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）」。

<sup>19</sup> 予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等については、早期の審議機会の確保の観点から、予備費の使用決定に係る閣議決定日等を基準として、毎年4月から翌年1月までの分を記載した「その1」と2月及び3月の分を記載した「その2」の二つに区分されて国会に提出されている。

一般会計予算総則により使用範囲が規定された「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」<sup>20</sup>が設けられ、当該予備費の予算額は2兆円（補正後）<sup>21</sup>である。

さらに、令和5年度においては、令和4年度に引き続き、一般会計予算総則により使用範囲が規定された「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」が設けられ、当該予備費の予算額は5,000億円（補正後）<sup>22</sup>である。

特別会計予備費の予算総額は、7,286億円余（補正後）<sup>23</sup>である。

これらの予備費の使用決定を受けて、予備費使用総調書及び各省各庁使用調書が第213回国会（常会）に提出されることが見込まれる。

## 2 会計検査院による報告

### (1) 国会及び内閣に対する報告（随時報告）

会計検査院は、会計検査院法第30条の2の規定により、意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、毎年度の検査報告の作成を待たず、随時、その検査の結果を国会及び内閣に報告できることとされている。

なお、第212回国会（臨時会）の開会以降に会計検査院は国会及び内閣に対する報告（随時報告）を行っていない（令和6年1月19日現在）。

### (2) 国会からの検査要請事項に関する報告

各議院又は各議院の委員会は、国会法第105条の規定により、会計検査院に対し、特定の事項について検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。会計検査院は、会計検査院法第30条の3の規定により、検査要請があった事項について、検査の結果がまとまり次第、要請元に報告している。

なお、第212回国会（臨時会）の開会以降に会計検査院は国会からの検査要請事項に関する報告を行っていない（令和6年1月19日現在）。

## 3 政策評価及び行政評価・監視に係る調査結果

国会の行政監視機能を充実・強化するため、本委員会は、総務省が行う評価及び監視等の調査結果についての調査に関する事項を所管している。総務省が行う評価及び監視には、政策評価と各行政機関の業務の実施状況について行う行政評価・監視がある。

### (1) 政策評価

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について、必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行うことが基本となっている。これに加え、評価専担組織としての総務省は、政策を所掌する各行政機関とは異なる立場から、各行

---

<sup>20</sup> 当初予算で「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」として設けられた後、補正予算で改称され、使途が改められた。

<sup>21</sup> 当初予算で4兆円計上、補正予算で2兆円減額。

<sup>22</sup> 当初予算で1兆円計上、補正予算で5,000億円減額。

<sup>23</sup> 当初予算で7,936億円余計上、補正予算で650億円減額。

政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を行うため、次のような複数行政機関にまたがる政策の評価（統一性・総合性確保評価）及び各行政機関の評価のチェック（客観性担保評価）を実施している。

令和5年度における客観性担保評価の取組結果として、「令和3年度 規制に係る政策評価の点検結果」が令和5年3月10日に、「令和5年度 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果」が同年11月10日に、それぞれ公表されている。

なお、第212回国会（臨時会）の開会以降に総務省は統一性・総合性確保評価に基づく勧告等を行っていない（令和6年1月19日現在）。

## (2) 行政評価・監視

行政評価・監視は、総務省が各行政機関の業務の実施状況等を調査して、その結果により、各行政機関に対して勧告等を行い、行政運営を改善させようとするものである。

第212回国会（臨時会）の開会以降に総務省が行った行政評価・監視に基づく勧告等の状況は次のとおりである（令和6年1月19日現在）。

名 称	勧告等年月日	勧告等の相手先府省	勧告等の概要
国の庁舎におけるAEDの周知・管理等に関する調査＜行政運営改善調査（地域計画調査）の結果に基づく通知＞	令和5. 11. 8	厚生労働省	①「財団全国AEDマップ」へのAED設置情報の登録の必要性について、各府省に周知徹底すること ②AEDの適切な管理等の実施について、省内に周知徹底すること

（出所）総務省資料を基に作成

内容についての問合せ先  
決算行政監視調査室 近藤首席調査員（内線 68680）